

サイバーセキュリティ取組方針

三条信用金庫では、サイバーセキュリティリスクへの対応を経営上の重要課題の一つとして捉え、適切な安全管理を実現するため、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識のうえ、自らリーダーシップを発揮しサイバーセキュリティ対策を推進します。
2. 金庫内の組織態勢を整え、人的・技術的・物理的等の必要なサイバーセキュリティ対策を講じます。
3. 当金庫内のサイバーセキュリティ対策にとどまらず、業務委託先・関係団体等と連携しながら総合的なサイバーセキュリティ対策・対応能力の向上に努めます。
4. 職員のサイバーセキュリティに対する啓発・教育を実施し、サイバーセキュリティについての意識向上と人材の育成に取り組みます。
5. 平時及び緊急時のいずれにおいても、関係官庁・関係団体等と、サイバーセキュリティ対策に係る情報連携、情報共有、情報開示に努めます。

以 上

令和7年3月
三条信用金庫